

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和3年8月16日（令和3年（行情）諮問第319号）

答申日：令和5年7月18日（令和5年度（行情）答申第190号）

事件名：令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金に係る実績報告書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金に係る実績報告書，ならびに確定金額の決裁文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和3年5月19日付け20210506公開経第5号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

処分庁は，開示対象文書の事業である「令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」について，同補助金の交付要綱に基づき令和2年9月30日付けを持って，事業期間を1年延長する承認をしており，事業は継続中であるため，当該する行政文書は，現時点において，経産省では，作成も取得もしておらず保有していないため不存在と決定した。

一方で，「令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」事業を請け負った特定非営利活動法人映像産業振興機構は，令和3年3月26日付けで予算は100%消化したと公表している。すなわち，本事業は令和2年度内に完了していることが考えられるため，事業が継続中であるため文書が不存在とした処分庁の説明には何ら合理的理由がない。

さらに，当該事業費の翌年度への繰越というのは，処分庁が財務省に提出した「令和2年度一般会計補正予算（第2号）経済産業省所管予定経費要求書等の送付について」（20200605官第2号）に基づくものである。

ここで処分庁は予算を繰り越す必要性について「その性質上支出の完了までに相当の期間を要し，かつ，その支出が本年度内に完了しない場合に

も引き続いて行う必要があるものであるが、事由の欄に掲げる事由その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、翌年度に繰り越して使用できることとする必要がある。」と説明している。

事業が翌年に繰り越されるためには事業の性質上やむを得ない事由により年度内に支出を完了することが期し難い場合に限ると自ら規定しているわけだが、本事業は年度内に100%予算消化が完了している。年度内に予算消化を完了している事業について、開示請求時点においても事業が継続中であるとの説明は矛盾している。

以上の理由から、処分庁は違法な不開示決定処分をもって当該文書を不存在としたことが考えられるため、改めて、不存在文書の特定と、当該文書の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和3年4月30日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金に係る実績報告書、ならびに確定金額の決裁文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同年5月6日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、経済産業省では保有していないため、法9条2項の規定に基づき、令和3年5月19日付け20210506公開経第5号をもって、これを不開示とする原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和3年5月28日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、経済産業省では作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とする原処分を行った。

原処分において、不開示とした理由は、具体的には以下のとおりである。本件事業は、令和2年9月30日付けをもって、令和2年度コンテンツ

グローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）8条1項の規定に基づき、事業期間を令和3年3月31日から令和4年3月31日に延長することを承認しており、開示請求時点において事業継続中であるため、対象となる行政文書は、現時点において、経済産業省では作成も取得もしておらず保有していないため。

### 3 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が経済産業省では作成も取得もしておらず保有していないため不開示とした原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し全部開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、具体的に検討する。
- (2) 本件事業は、本件機構から経済産業大臣に、交付要綱8条1項に基づく計画変更の申請があり、事業期間を令和3年3月31日までから令和4年3月31日までに延長することを承認している。したがって、本件開示請求時点において、本件事業は遂行中であり、本件機構から交付要綱13条1項に基づく実績報告書は提出されていないので、処分庁において、本件対象文書を作成も取得もしておらず、保有していない。
- (3) 以上のことから、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書を不存在のため不開示とした原処分は妥当である。

### 4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年6月23日 審議
- ④ 同年7月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金に係る実績報告書、ならびに確定金額の決裁文書」である。

審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

- ア 令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（以下「本件補助金」という。）は、令和2年4月30日に成立した令和2年度一次補正予算においてコンテンツ産業等強化事業費補助金との名称で措置された事業であり、日本発のコンテンツの海外展開を促進することを目的としたものである。
- イ 本件補助金は、本件補助金の直接補助事業者である特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「執行団体」という。）から、音楽、演劇等の国内における公演や収録映像を活用して制作した動画の海外発信を行う事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して補助金を交付する仕組みとなっている。
- ウ 経済産業省は、令和2年5月8日に執行団体に対して本件補助金の交付決定を行い、執行団体は、同月27日から間接補助事業者の公募を開始した。交付決定時点においては、間接補助事業者は、令和3年2月28日までに動画制作等の事業を完了させた上で執行団体に間接補助事業の実績報告を済ませ、執行団体は、同年3月31日までに全ての間接補助事業者への補助金の支払を済ませて補助事業を完了し、同年4月10日までに経済産業省に実績報告書を提出する予定であった。
- エ しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴うイベントの開催制限等の影響により、動画制作等の事業を令和3年2月28日までに完了させることが困難な間接補助事業者が生じる状況となり、経済産業省は補助事業期間を令和4年3月31日までに延長した。
- オ 執行団体は、交付要綱13条1項に基づき、補助事業が完了したときは、実績報告書を経済産業大臣に提出することになるが、上記エのとおり、本件補助金の補助事業期間を延長していることから、本件開示請求時点では、執行団体は補助事業を完了していない。したがって、経済産業省は実績報告書を取得しておらず、補助金の額の確定も行っていないため決裁文書も作成していない。
- カ なお、審査請求人は、執行団体が令和3年3月26日付けで予算は100%消化したと公表したことをもって本件補助金は令和2年度内に事業を完了していると主張するが、当該公表は間接補助事業者に対する補助金交付決定の状況を示したものにすぎず、執行団体による間接補助事業者への補助金支払の完了を示すものではない。
- (2) 当審査会事務局職員をして執行団体のウェブサイトを確認させたところ、間接補助事業者から執行団体に対する本件補助金の申請受付を令和3年3月26日で終了し同日までに申請された案件は審査に諮る旨の告知が認められる。また、当審査会事務局職員をして執行団体が間接補助事業者向けに作成し公表した公募要項を確認させたところ、間接補助事

業者から執行団体に対する補助金の申請に始まり間接補助事業者への補助金支払に至るまでの流れが記載されており、間接補助事業者への補助金交付決定と執行団体による間接補助事業者への補助金支払は異なる時期に行われるものと認められる。さらに、諮問庁から翌年度にわたる債務負担の承認通知書の提示を受けて確認したところ、コンテンツ産業等強化事業費補助金との名称で措置された事業について、事務事業の完了の見込年月日が令和4年3月31日とされていることが認められる。

そうすると、本件開示請求時点で、執行団体は補助事業を完了しておらず、本件対象文書をいまだ作成も取得もしていないとする上記(1)オの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も見当たらない。

したがって、経済産業省において本件開示請求時点において本件対象文書を保有していたとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美